

## 「農」始めませんか？

「農」に就職しよう。「農」を始めませんか？  
舞鶴ふるさと地域づくり協議会では、厚生労働省の委託事業として農林水産業や観光業で新たな雇用の場を作る取り組みをしています。今回、新規就農者を育成するため、次の講座の参加者を募集します。

### 農業実践講座

- 【日程】 7月～来年3月の月曜日（月2回程度）※次回の開催日は7月9日
- 【場所】 大川地区の圃場
- 【内容】 実践形式で農業の技術を身につける
- 【対象】 初めて農業に触れる人や将来就農を希望する人
- 【定員】 先着10人（定員になるまで随時受け付けます）



### ワーキングホリデー in 舞鶴

- 【日程】 7月28日（土）～来年1月27日（日）の第4土・日曜日に計4回
- 【場所】 雲の上のゲストハウス（西方寺）
- 【内容】 1泊2日で農林水産業の就業現場の体験や先輩就農者との交流、就業相談会など（詳細は下表のとおり）
- 【対象】 計4回の講座を全て受講することができ、新規就農を希望する人や舞鶴への1ターンを希望する人
- 【定員】 先着8人 【申し込み方法】 7月20日（金）までに電話で

開催日	内容
7月28・29日	◇夏の田舎の楽しみ方…赤岩山自然散策、収穫体験（夏野菜など）
9月22・23日	◇秋の収穫祭り…稲刈り体験、収穫体験（芋ほりなど）
11月24・25日	◇農業の課題と対策…獣害対策体験、獣肉加工体験
1月26・27日	◇冬の農村の生活…へしこ漬体験、わら細工体験

▶詳しくは、舞鶴ふるさと地域づくり協議会（産業振興・雇用対策課内、☎66・1021）へ。

## 新産業創出に係る経費を助成

意欲ある事業者の新たな取り組みを支援する「リーディング産業チャレンジファンド」の第2次募集を次のとおり実施します。

- 【対象団体】 ◇市内に事業所を持つ法人または個人（①）  
◇主に①で組織される団体◇①と高等教育機関などとの連携体
- 【対象事業】 ◇新たなビジネスモデルの構築◇新商品の研究開発  
◇ブランド事業における販路開拓などに関する事業
- 【事業の採択】 9月6日（木）に商工観光センターで公開プレゼンテーションを開催。  
その後、専門家で構成する「ファンド委員会」が内容を審査し、採択事業を決定。
- 【交付金額】 事業実施に必要な額（限度額1,000万円。概算払いが可能）
- 【申し込み方法】 8月1日（水）～20日（月）に所定の用紙（産業振興・雇用対策課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。
- 《説明会を開催》7月18日（水）13時30分～15時、市役所別館。事業の概要や申請書の記載方法など。  
申し込みは、前日までに所定の用紙（同課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。

▶詳しくは、産業振興・雇用対策課（☎66・1021）へ。

## 四季写真展の作品募集

11月に自然文化園で開催する四季写真展の作品を募集します。同園で撮影した未発表のもの。カラーか白黒の四つ切（ワイド可）か半切で額装かプリント。合成など加工をしたものは不可。1人3点以内。出展無料。申し込みは、申込書（自然文化園、都市計画課などに備え付け）を作品に添付し、10月1日（月）～5日（金）に郵送（〒625-0152 市内字多祢寺24-12）か持参で花と緑の公社へ。

▶詳しくは、花と緑の公社（☎68・1187）へ。

## 緑化に関する活動に助成 ～ 緑の募金による地域緑化事業 ～



市緑化推進委員会では、市民の皆さんや企業・団体からいただいた緑の募金を還元するため、市内において植樹活動や森林整備、緑化に関する研究や啓発などのさまざまな活動を行う団体を対象に活動経費の一部を助成します。

### 【助成対象団体の要件】

- ◇市内に住所を有する
- ◇複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができる  
（自治会・老人会・子ども会・公共施設や共用スペースで活動するグループ、労働組合など）

### 【助成対象事業に関する留意事項】

- ◇植樹活動や森林整備については継続して適切な維持管理ができること
- ◇土地の所有者または管理者の承諾を得た場所で活動を実施すること

【助成金額】 1団体につき上限15万円/年

【申請期間】 7月2日（月）～8月31日（金）

【助成の可否・助成額】 市緑化推進委員会の審査で決定し、申請者に通知

【交付時期】 9月頃

【申し込み方法】 所定の用紙（農林課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）で。

▶詳しくは、農林課（☎66・1023）へ。



▲助成を受けた団体の活動（桜の植樹）の様子

## 国際交流事業に補助金を交付

姉妹都市・ナホトカ市（ロシア）やポーツマス市（英国）、友好都市・大連市（中国）との市民交流など、市民団体が取り組む国際交流事業に補助金を交付します。

- 【対象事業】 姉妹・友好都市の市民を招いて行う事業か団体の構成員10人以上が姉妹・友好都市を訪問する事業、または、構成員10人以上が在住外国籍市民と交流する事業
- 【対象経費】 印刷製本費、会議費、旅費、通信運搬費などの経費（飲食経費を除く）
- 【対象団体】 ◇主に市内で活動する◇10人以上の団体◇1年以上の国際交流活動の実績があるなど
- 【補助額】 ◇姉妹・友好都市関連事業…事業費の3分の1以内◇在住外国籍市民関連事業…2分の1以内（限度額30万円）
- 【交付の可否】 提出書類に基づき審査を行い事業採択の可否を決定
- 【申し込み方法】 所定の用紙（みなと振興・国際交流課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、7月31日（火）までにみなと振興・国際交流課へ。

▶詳しくは、みなと振興・国際交流課（☎66・1037）へ。

## 赤れんがのまちづくり活動を支援します

赤れんがを生かしたまちづくりを推進するための事業に補助金を交付します。

- 【対象事業】 来年3月25日（月）までに北吸地区の赤れんが倉庫およびその周辺敷地で実施する文化・芸術活動に関するワークショップや講演会、展示会など
- 【対象団体】 市内在住か在勤の人で構成する営利を目的としない団体
- 【補助額】 対象事業費の合計額の3分の2（限度額30万円）
- 【交付の可否】 提出書類に基づき書類審査を行い事業採択の可否を決定
- 【申し込み方法】 7月20日（金）までに事業計画書などを文化振興課へ郵送か持参。

▶詳しくは、文化振興課（☎66・1019）へ。